

一般社団法人立川市勤労者福祉サービスセンター

定 款

一般社団法人立川市勤労者福祉サービスセンター

定 款

平成 23 年 9 月 1 日 制 定
(平成 26 年 6 月 24 日一部変更)
(平成 28 年 6 月 23 日一部変更)

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人立川市勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 センターは、主たる事務所を東京都立川市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 センターは、立川市内の中小企業に勤務する勤労者と事業主及び立川市内に居住し、立川市外の中小企業に勤務する勤労者等を対象に、総合的な勤労者福祉事業を行い、もって中小企業の振興及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 中小企業勤労者福祉に関する調査研究事業
- (2) 中小企業勤労者福祉に関する各種研修会及び講習会事業
- (3) 中小企業勤労者福祉に関する情報提供事業
- (4) 中小企業勤労者福祉事業
- (5) 東京都及び立川市が行う中小企業勤労者福祉推進事業への協力
- (6) その他センターの目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、東京都において行う。

第 3 章 会 員

(法人の構成員)

第 5 条 センターの会員は、次のとおりとする。

- 一 一号会員 センターの目的に賛同して入会した立川市内に所在する構成員 10 人以上の団体

又は事業所

二 二号会員 センターの目的に賛同して入会した次の各号に該当する者

(1) 立川市内に所在する構成員10人未満の団体又は事業所並びに個人

(2) 立川市内に居住し、当センターと同様な組織がない立川市外の中小企業に従事する個人

2 前項の会員のうち一号会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 一号会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 二号会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める入会申込書を理事長に提出し、その承認を得なければならない。

3 前項により、二号会員の入会者があったときは、理事長は直近の理事会に報告しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は総会において入会金及び会費として別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を理事長に提出して、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

一 この定款その他の規則に違反したとき

二 センターの名誉を毀損し又は目的に反する行為をしたとき

三 その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該総会の日の1週間前までに当該会員に通知し、かつ総会で弁明の機会を与えなければならない。

3 理事長は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

(資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

一 正当な理由がなく第7条の支払義務を1年以上滞納し、かつ、催告に応じないとき

二 総一号会員が同意したとき

三 当該会員が死亡し、又は解散したとき

(抛出金品の不返還)

第11条 前3条の場合において、会員が既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(種別)

第12条 センターの総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(構成)

第13条 総会は、すべての一号会員をもって構成する。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- 一 入会金並びに会費の額
- 二 会員の除名
- 三 理事及び監事の選任及び解任
- 四 理事及び監事の報酬等の額並びに理事及び監事に対する報酬等の支給の基準
- 五 貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書の承認
- 六 定款の変更
- 七 解散
- 八 その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総一号会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する一号会員は、理事長に対して、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するには、会日より1週間前までに、一号会員に対して招集通知を発するものとする。

4 前項に関わらず、総会は、一号会員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第17条 総会の議長は、当該総会において出席した一号会員の中から選出するものとする。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、一号会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総一号会員の議決権の過半数を有する一号会員が出席し、出席した当該一号会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総一号会員の半数以上であって、総一号会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 一 会員の除名
- 二 監事の解任
- 三 定款の変更
- 四 解散
- 五 その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

4 一号会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、他の一号会員を代理人としてその議決権を行使することができる

5 理事会において総会に出席しない一号会員が書面で議決権を行使することができることを定めたときは、総会に出席できない一号会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。

(決議の省略)

第20条 理事又は一号会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる一号会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第22条 センターに、次の役員を置く。

- 一 理事 11名以上15名以内
- 二 監事 2名以内

2 理事のうち、理事長を1名、副理事長を3名以内、常務理事を1名置く。

3 前項の理事長及び副理事長をもって法人法第9条第1項第1号の代表理事とし、常務理事をもって同2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事はセンター又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、センターを代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、センターの業務を分担執行する。
- 5 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、センターの業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。また、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。また、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。また、増員された理事の任期は、現任者の残任期間とする。
- 4 理事又は監事がこの定款に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事に対しては、総会において別に定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には費用を弁償することができる。

(損害賠償責任の免除)

第29条 センターは、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第30条 センターに理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 センターの業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する場合には、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会の議長となる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議及び報告の省略)

第35条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

- 2 理事又は監事が、理事及び監事的全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

3 前項の規定は、第24条第5項に規定する報告については適用しない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長、副理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第7章 会計

(事業年度)

第37条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 センターの事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第39条 センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時総会に提出し、第1号から第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書
- 三 貸借対照表
- 四 正味財産増減計算書
- 五 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 センターは、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第42条 センターが清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17条に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 センターは、剰余金の分配を行わない。

第9章 公 告

(公告)

第43条 センターの公告は、官報に掲載する方法により行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第128条第3項の規定によって、インターネットによる貸借対照表の開示を行うことができる。

第10章 顧 問

(顧問)

第44条 センターに顧問、参与及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問、参与及び相談役は、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問、参与及び相談役は、重要な事項について理事長の諮問に応じる。

第11章 事務局及び職員

(事務局)

第45条 センターに事務を処理するため事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置く。
- 3 職員の任免は、理事長が行う。但し、重要な職員の任免は理事会の承認を経て理事長が行う。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 補 則

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 センターの最初の理事長は草野忠正、副理事長は岩崎五六、松浦敏之とする。

附 則

この定款は、総会の決議のあった日（平成26年6月24日）から施行する。

（注）変更条項は、次のとおりである。

- (1) 第22条第2項の副理事長の数を2名から3名以内に変更。

附 則

この定款は、総会の決議のあった日（平成28年6月23日）から施行する。

（注）変更条項は、次のとおりである。

- (1) 第36条第2項の「ただし、理事長及び副理事長の変更を行う理事会については、法令の定めるところにより他の出席した理事も記名押印する。」を削除。